

# 令和8年度大分空港人材確保支援業務 委託仕様書

## 1 目的

大分空港では令和15年度に乗降客数約266万人達成を目標に掲げる中、新規路線の誘致等に取り組んでいるが、航空機の運航に欠かすことのできない地上支援業務等を担う人材（グランドハンドリング人材）の不足による空港側の受入体制が課題となっている。

グランドハンドリング人材については全国的に需給がひっ迫しているが、大分空港でも人手の確保に大変苦勞している。そこで、地元雇用の促進など将来的な人材確保・定着を図るため、大分空港で働く魅力を広く発信するとともに、空港業務見学会を開催することで大分空港関連事業者への就職拡大を図る。

## 2 本業務の契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

学生（中学生・高校生・専門・大学生）、教員及び就職担当教員、一般求職者をターゲットに、大分空港関連事業者の業務内容や働きがい、大分空港のグランドハンドリング企業で働くロールモデルを紹介するパンフレット・動画を作成することで、大分空港関連事業者への企業理解の促進や就職志願者の拡大を図ること。ロールモデルは各企業（1社程度）1名ずつを取材・紹介するものとし、取材対象は大分空港利用促進期成会との協議により決定する。

### (1) 広報用パンフレットの作成（印刷物・WEB）

#### ①パンフレット（印刷物）

部数：1200部（全ページフルカラー）

#### ②パンフレット（WEB）

印刷物と同じ内容の電子データ（PDF等）のパンフレットを作成し、印刷して活用できるようにすること。

#### 【主な構成イメージ】

内容	詳細・備考
表紙（タイトル）	
基本情報	大分空港の概要・就航路線・旅客数等の紹介
職種一覧	グランドハンドリング（地上支援業務）の種類と具体的な仕事内容を紹介
スタッフインタビュー	大分空港で実際に働く先輩（ロールモデル）を紹介
大分空港で働くなら	職種ごとに就職までのルートを紹介
企業一覧	
裏表紙	

※上記の構成イメージの他、入れた方がより魅力が伝わるような項目（内容）があれば提案すること。

#### ③留意事項

・作成した誌面の正誤確認等の校正作業については、受託者から関係者に行うものとする。

## (2) 動画の作成

- (A) SNS等広告配信でのPRに効果的な15秒程度の映像
  - (B) HPでの掲載や説明会等での活用に効果的な3分程度の映像
- ※本数については自由提案とする。

## (3) 空港業務見学会の開催

次に掲げる条件に基づき、大分空港関連事業者が参加する空港業務見学会を開催すること。

- (A) 見学会は9～12月の期間に、対象者別（地元高校生、自衛隊退職者、一般）に開催すること。
- (B) 開催に当たっては、大分空港関連事業者と十分に協議を行い、対象者の就職意欲の向上に資するよう実施時期や内容について検討すること。また、一般向け見学会について、チラシやポスター、web広告等により事前に十分な広報活動を実施し、参加者の最大化に努めること。
- (C) 参加者の利便性向上のため、借り上げバスの運行等を行うこと。（高校生、一般のみ）

## (4) その他

- ・本業務で作成する広報コンテンツと連動して、グランドハンドリング人材の確保につながるような情報発信の取組を企画・提案すること。
- ・具体的な内容については、企画提案内容をもとに大分空港利用促進期成会と協議の上で決定する。
- ・事業期間を通じて、事業内容等について事務局と協議しながらPDCAサイクルを回し、継続的に改善を図ること。

## 4 成果物

(1) 提出物（事業後、速やかに提出すること）

①データ一式 DVD1枚

動画データ（MP4等PCで再生可能な形式）、WEBパンフレットデータ、その他業務の遂行過程で作成したデータを格納すること。

②業務見学会に関する実施報告書

実施日時、天候、参加者、参加企業、見学会の様子がわかる写真等を記載すること。

③その他 委託者が業務の確認に必要と認める書類

(2) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

大分空港利用促進期成会事務局（大分県交通政策企画課）

電話 097-506-2163 メール：a10530@pref.oita.lg.jp

## 5 費用の上限額

5,200,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む)

## 6 著作権

(1) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって委託者

に譲渡されるものとし、その成果物品中のデータや写真、イラストなどについては委託者が作成する印刷物やホームページ、SNSなどに自由に使用できるものとする。

- (2) 著作者は 成果物に係る著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

## 7 その他の留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、協議会と受託者とで協議の上、決定すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。
- (3) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。